令和７年４月発行
令和７年４月改定

保存版

有馬小学校 PTA 規約

海老名市立有馬小学校ＰＴＡ規約

第１章　総　　則

第　１　条　（名称および事務局）

この会は、名称を海老名市立有馬小学校ＰＴＡとし、事務局を同校内に置く。

第　２　条　（目　的）

この会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第２章　活　　動

第　３　条　（活　動）

この会は、前条の目的を遂げるために次の活動を行う。

（１）良き保護者、良き教職員となるよう努める。

（２）家庭と学校との緊密な連携によって児童の生活を支援する。

（３）教育環境の整備に努める。

第　４　条　（方　針）

この会は、児童の教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

（１）児童青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

（２）特定の政党や宗教等に偏ることなく、この会またはこの会の役員の名で公私の選挙活動は行わない。

第　５　条　（個人情報の取り扱い）

個人情報の取り扱いについては、別に定める。

第３章　会　　員

第　６　条　（会員の資格）

この会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

（１）有馬小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代る者。

（２）有馬小学校に勤務する教職員。

第　７　条　（入会と退会）

この会の会員となる者は、入会と退会の権利を有する。

（１）　入会を希望する者は、加入意志確認書を提出する。

（２）　退会を希望する者は、退会届を提出する。但し、会員資格を喪失することにより退会する場合は、この限りではない。

第　８　条　（会員の権利及び義務）

会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第4章　役　　員

第 9 条　（役員構成）

この会の役員構成は、次のとおりとする。

（1）代表３名（保護者）、書記３名（保護者２/教職員１）、会計２名（保護者１/教職員１）
但し、特段の理由等あるときは、これを増員できるものとする。

（2）役員は、他の役員、会計監査委員を兼ねることができない。

第１０条　（役員の任期）

役員の任期は２年とし、１年ごとに総会にて承認を得なければならない。但し、補充により選任された者は、前任者の残存期間を任期とする。

第１１条　（役員の再任）

１．役員は特段の理由がある場合に限り、引き続き同じ役員の職に選任されることができる。但し、同じ役員の職にあることが２年を越えてはならない。役員は、引き続き他の役員に選任されることができる。また、役員の職にあることが、通算して４年を越えてはならない。

２．教職員の役員については、前項を適用しない。

第１２条　（役員の職務）

役員の職務は、次のとおりである。

（1）　代表は、 本会を代表し会務を統括するとともに、各種会合を招集する。
代表間で緊密な連携をとり、本会の円滑な活動を推進する。

（2）　書記は、総会に提出する議案や報告書の作成、および諸会議の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録保持する。

（3）　会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、会計監査を経て総会において決算報告をする。

（4）本部役員は、すべての会合に出席し意見を述べることができる。

第5章　会計監査委員

第１３条　（会計監査委員の選出・任期）

この会の経理を監査するため、３名の会計監査委員を置く。任期を１年とする。

第１４条　（会計監査委員の任務）

会計監査委員は、この会の会計を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

第6章　候補者選考委員会

第１５条　（候補者選考委員会の構成等）

１．役員・会計監査委員の候補者選考の任務にあたる委員会（以下「候補者選考委員会」という）は、前年度本部代表３名、本年度本部役員６名、教職員学校代表２名、計１１名をもって構成する。

２．候補者選考委員会の運営は、同委員会の審議によって行われ、他からの拘束を受けない。

３．候補者選考委員会は候補者の同意を得て、その役職並びに氏名を総会において会員に通告する。

４．候補者選考委員会および候補者選考委員は、その任務を終了したときに解任される。

第７章　役員の選出

第１６条　（役員等の選出・就任）

１．役員および会計監査委員の選出は、会員個人の意思によって総会の席上において立候補することができる。なお、同一の役職候補者複数の場合は候補者選考委員会の職権で選挙を行う。

２．総会において選出された役員および会計監査委員はただちに就任する。

第８章　総　　会

第１７条　（総会の権限）

総会は、全会員をもって構成されるこの会の最高議決機関である。

第１８条　（総会の開催）

総会は、定期総会および臨時総会とし、本部が召集する。

定期総会は年１回年度当初に開催し、臨時総会は本部役員が必要と認めたとき、または全会員の５分の１以上の要求があったときに開催する。

第１９条　（総会の定足数および議決）

１．総会の定足数は、全会員の５分の１以上(委任状を含む)とし、総会審議は書面によるものとする。但し、会員の出席が必要と本部役員が認めた時は、集会形式とする。

２．議事は出席者の過半数で決する。定期総会・臨時総会ともに書面（電磁的記録を含む）による決議、または対面によるものとする。

第２０条　（総会の機能）

総会は次の機能を持つ。

（１）役員及び会計監査委員の承認

（２）事業計画及び予算の議決・決算の承認

（３）その他この会の規約改正など必要と思われる事項の審議・承認

第９章　経　　理

第２１条　（経　費）

この会の経費は、ありまっ子協力金及びその他の収入による。ありまっ子協力金は一世帯につき年額２，０００円とする。

第２２条　（予算の議決）

この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第２３条　（決算の承認）

この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第２４条　（会計年度）

この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第１０章　表彰および慶弔

第２５条　（役員の表彰）

役員として務め特に功績ありと認めた場合は、退任の際これを表彰することができる。

第２６条　（会員等の表彰）

会員活動として特に功績ありと認めた場合は、これを表彰することができる。

第２７条　（慶　弔）

会員およびこの会に関係のある者の慶弔その他の事柄に際しては、本部における協議により慶弔の意を表すことができる。

第１１章　細　　則

第２８条　（細　則）

各ボランティア活動の運営に関する細則は、規約に反しない限りにおいて本部がこれを定める。本部は、細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

第１２章　改　　正

第２９条　（改　正）

この規約は、総会において出席者の３分の２以上(委任状を含む)の賛成によって改正することができる。但し、改正案の提出は予めその内容を全会員に通知しなければならない。

第３０条　（提　案）

前条による規約改正は、本部役員が必要と認めたとき、または全会員の７分の１以上の要求があったとき総会に議案提出できるものとする。

附　　則

1　この規約は昭和４４年５月　６日より施行する。
2　この規約は昭和４７年５月２５日一部改正施行。
3　この規約は昭和４８年４月２６日一部改正施行。
4　この規約は昭和５０年４月２４日一部改正施行。
5　この規約は昭和５２年４月２５日一部改正施行。
6　この規約は昭和５３年４月２６日一部改正施行。
7　この規約は昭和５４年４月２７日一部改正施行。
8　この規約は昭和５８年４月２８日一部改正施行。
9　この規約は昭和６２年４月２４日一部改正施行。
10　この規約は昭和６３年４月２２日一部改正施行。
11　この規約は平成　３年４月３０日一部改正施行。
12　この規約は平成　７年４月２７日一部改正施行。
13　この規約は平成　８年４月２５日一部改正施行。
14　この規約は平成　９年４月２４日一部改正施行。
15　この規約は平成１０年４月２４日一部改正施行。
16　この規約は平成１３年４月２７日一部改正施行。
17　この規約は平成１５年４月２５日一部改正施行。
18　この規約は平成１８年４月２８日一部改正施行。
19　この規約は平成２０年４月２８日一部改正施行。
20　この規約は平成２４年４月２７日一部改正施行。
21　この規約は平成２８年４月　１日一部改正施行。
22　この規約は平成３０年４月２７日一部改正施行。
23　この規約は平成３１年４月　１日一部改正施行。
24　この規約は令和　２年４月２７日一部改正施行。
25　この規約は令和　７年４月　１日一部改正施行。

細則

第１章　各ボランティア活動に関する規定

第１条　（企画・運営）

各ボランティア活動は、企画・運営の意思がある会員の協力で起案・実施することができる。

本会の方向性に従い、継続を前提としない活動または行事とし、本規約の「方針」と「活動」を遵守するものとする。

第２条　（活動・予算計画）

企画・立案にあたっては、活動・予算計画書を本部に提出し、学校と実施の是非について相談する。

第３条　（会計）

会計は、本部にて協議し、収支を報告する。

活動の結果生じた収支差額については、原則として本会に寄付する。

なお、収支差額とは、活動から生じた収入から支出を控除した残額をいう。

附　　則

１　この細則は令和　７年４月　１日より施行する。